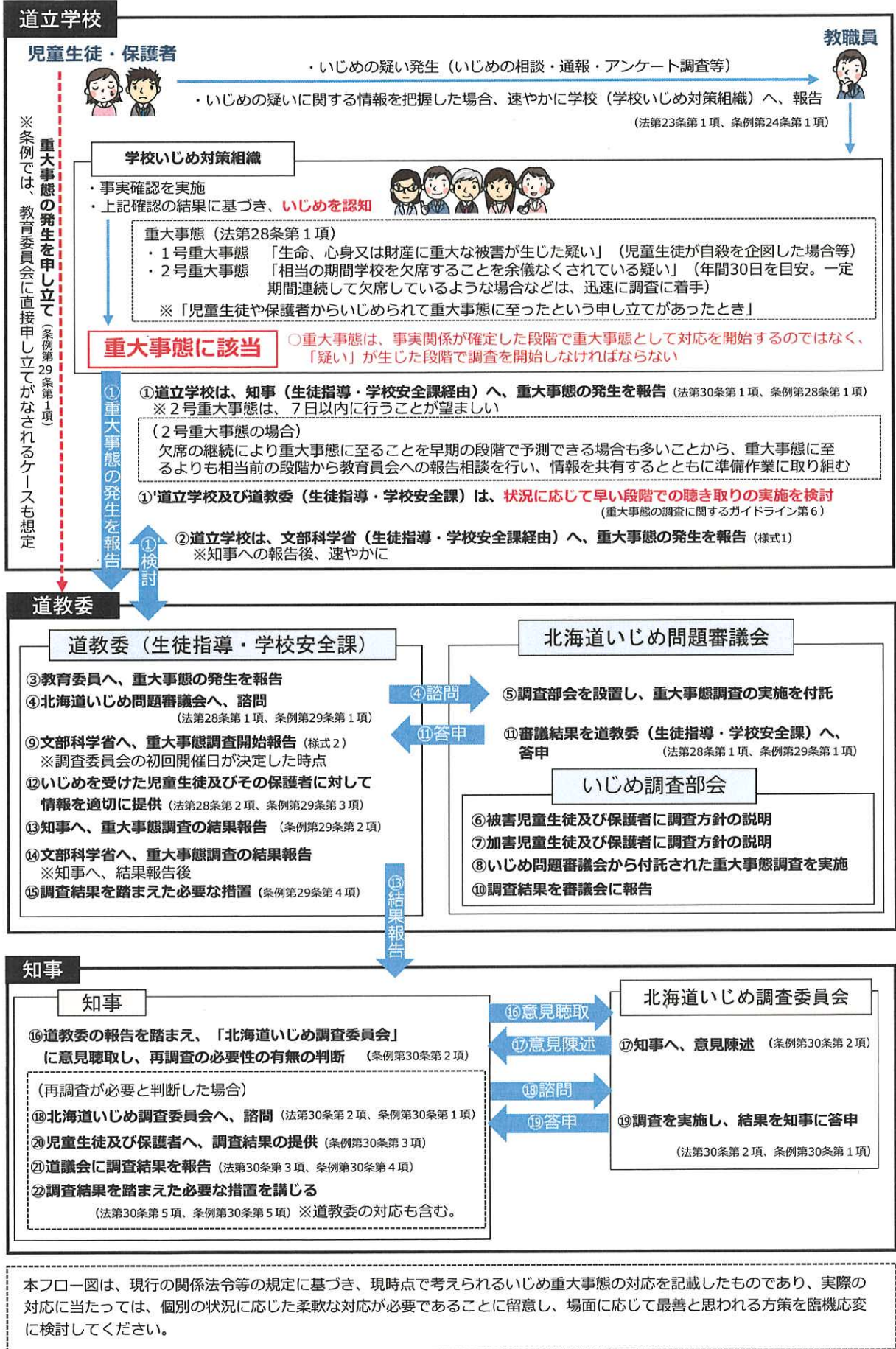


いじめ重大事態対応フロー図【道立学校版】



いじめ重大事態対応フロー図【道立学校版】

[いじめが背景があると疑われる自殺・自殺未遂である場合]

※自殺が疑われる死亡事案を含む

道立学校



自殺・自殺未遂事案が発生

数日以内の緊急対応

①道立学校は、危機対応の体制を整備する

調査と心のケアを一体的に行っていく視点を持つ



マニュアル 対応1【初期対応】(P2) 参照

②道立学校は、背景調査（基本調査）を実施

- 事案の公表・非公表にかかわらず、実施
- 設置者（道教委）の指導・支援のもと、**学校が主体となって実施**
- 遺族との関わり・関係機関との協力等
 - ※事実関係の整理に時間を要する場合は、調査着手から1週間以内を目安に遺族に対して経過説明を実施
- 指導記録等の確認
- 全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
- 亡くなった子どもと関係の深かった子どもへの聴き取り調査



マニュアル 対応2【基本調査】(P4) 参照

②'道立学校は、遺族及び周囲への心のケア等を実施

- 遺族への心のケア
- 周囲（在校生、その保護者及び教職員）への心のケア
- 保護者への説明
- 日常の教育活動再開への準備



マニュアル 対応2【基本調査】(P3) 参照

③道立学校は、いじめが背景に疑われる場合、

知事（生徒指導・学校安全課経由）へ、重大事態の発生を報告

（法第30条第1項、条例第28条第1項）

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない
- 基本調査の実施前又は実施中であっても、いじめが背景に疑われることが判明した場合は、速やかに重大事態の発生を報告すること

③'道立学校は、教育局へ、基本調査の結果を報告

道教委

教育局

④教育局は、常設されている意見聴取会を主催し、詳細調査に移行するか判断

- 全ての事案について詳細調査を実施することが望ましいが、難しい場合は、少なくとも次の場合に詳細調査に移行する。
 - ・学校生活に関係する要素（いじめ、体罰、学業、友人等）が背景に疑われる場合
 - ・遺族の要望がある場合
 - ・その他必要な場合

いじめが背景に疑われる場合は、「いじめ重大事態」としての対応が必要

詳細調査に移行しないと判断した場合は、基本調査の内容、得られた調査情報等を保存し、「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を生徒指導・学校安全課へ提出する※（⑥へ）とともに、得られた情報の範囲内で検証や再発防止策を検討する。

※自殺者等の発見の時点から、原則、概ね1か月後までに調査票を提出

⑤教育局は、詳細調査に先行したアンケート調査・聴き取り調査の実施の判断

- 詳細調査の組織の設置までに、更に1週間以上を要するなど時間がかかる場合には、**詳細調査に先行して、アンケート調査や聴き取り調査を実施するかどうかを判断**

⑥教育局は、必要に応じてアンケート調査・聴き取り調査の先行実施

- アンケート調査（アンケート用紙の配付・回収に限る。）や聴き取り調査は、教育局の指示の下、道立学校の教職員が行う場合がある。

⑦教育局は、背景調査（詳細調査）の実施

- 調査組織の設置・調査の計画・調査実施（アンケート調査・聴き取り調査等）
- 自殺に至る過程や心理の検証と再発防止・自殺予防への提言
- 報告書の取りまとめと遺族等への説明
- 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用

いじめが背景に疑われる場合は、「いじめ重大事態」としての対応が必要

⑧教育局は、生徒指導・学校安全課へ「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を提出

- 詳細調査の結果が判明した後に調査票を速やかに提出

生徒指導・学校安全課

⑨生徒指導・学校安全課は、文部科学省へ「児童生徒の自殺等に関する実態調査」を提出

- 重大事態調査に移行した場合は、調査結果が判明した後、生徒指導・学校安全課が調査票を作成し、速やかに提出

以降、「いじめ重大事態」としての対応（○ページの対応①）に移行※

自殺の背景調査の指針に基づく基本調査（上記②）及び詳細調査（同⑦）は、いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の調査に当たる。（子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針3の(3)）